

ICC コンサルタンツ  
高校留学プログラム  
契 約 条 項  
(ターム留学)

< (株) ICC コンサルタンツ >

2020年2月18日

株式会社 ICC コンサルタンツ（以下「甲」といいます）が主催する「ICC コンサルタンツ高校留学プログラム「ターム留学」（以下「本留学」といいます）について、甲と留学参加者（以下「乙」といいます）は、乙の法定代理人の同意を得て次の通り契約（以下「本契約」といいます）を締結しました。

#### 第1条 [本留学の目的]

本留学は、オーストラリア、カナダまたはニュージーランド（以下「留学国」といいます）の語学学校または高校に留学する希望をもつ乙に対し、甲がオーストラリア、カナダまたはニュージーランドの語学学校または高校（以下「留学先」といいます）を紹介し、留学に必要な諸手続を乙に代わって手配し、留学期間中の現地アドバイザーを通じて乙の留学生生活を要所でサポートするなどのサービスを提供し、乙の留学生生活の便宜を図ることを目的とするものです。

対象教育機関：オーストラリア、及びニュージーランドの公立・私立高校、カナダの公立高校

#### 第2条 [甲の行うサービスの内容]

甲が乙に対し、提供するサービスは以下の通りです。

- (1) 学校入学手続…（本契約第3条参照）
- (2) ビザ申請手続等の渡航手続
  - ・学生ビザ申請必要書類の手配
  - ・学生ビザ申請手続の代行
  - ・航空券等の手配取次ぎ
  - ・留学生傷害保険の手配
- (3) 出発前オリエンテーション
- (4) 現地アドバイザーによる現地でのサポート…（本契約第4条参照）
- (5) 進路相談…（本契約第5条参照）

#### 第3条 [学校入学手続]

本契約第2条 [甲の行うサービスの内容] (1) に定める「学校入学手続」の内容は以下の通りです。

- (1) 留学先のカウンセリング  
乙の希望、学力、予算等の条件を基に、甲は乙と相談の上、乙に適した留学先を紹介します。
- (2) 入学手続  
甲は、前項により乙が希望した留学先への入学のための書類調製、入学申請、必要に応じての入学交渉及び滞在先の確保の依頼を行います。  
万が一、乙の第一希望の留学先が定員枠等の問題により入学が不許可となった場合は、第二または第三希望の留学先への入学申請手続を行います。
- (3) 学費・必要経費の支払代行  
甲は、前項により入学を許可された留学先への学費・滞在費等の必要経費の支払代行を行います。請求及び支払方法は、本契約第9条に定める通りとします。

#### 第4条 [現地アドバイザーによる現地でのサービスの内容]

本契約第2条 [甲の行うサービスの内容] (4) に定める「現地アドバイザーによる現地でのサポート」の内容は以下の通りです。

- (1) 到着時のサービス
  - ・最終的に到着する現地空港または駅での出迎え（初回の到着時のみ）
  - ・滞在先のルール等の確認等を含む日本語による現地オリエンテーション
  - ・現地銀行口座の開設（口座開設が必要な場合のみ）
- (2) 留学先に関するサービス
  - ・入学手続の確認
  - ・必要に応じてなされる留学先との連絡・交渉
  - ・滞在先の変更の必要性が認められる場合の依頼
- (3) 滞在先に関するサービス
  - ・必要に応じてなされるホストファミリーとの連絡・交渉
  - ・乙が寮に住む場合において、学校に対し閉寮期間中の滞在先を提供するよう求める旨

の交渉及び手配

※ホームステイの紹介及び手配は留学先の責任において行われますので、現地アドバイザーは留学先の担当者とホームステイに関する連絡、交渉、相談等を行います。

(4) 留学中の乙に関するサービス

- ・生活指導のアドバイス（ホームシック対策を含みます）
- ・緊急時のご両親等保護者からの乙へのメッセージ伝達
- ・一時帰国手配のアシスト
- ・緊急時における保護と日本への連絡及び状況報告
- ・パスポート及びビザ更新のお手伝い

(5) ご両親等の保護者に対するサービス

- ・必要に応じて行う報告（不定期）
- ・学費・必要経費等の必要な実費の支払代行
- ・現地訪問時の学校、ホームステイ先との面談のアレンジ及び通訳（空港出迎え、市内観光、その他移動のためのお手伝いは含まれません）
- ・緊急時の連絡体制の提供

### 第5条 [進路相談]

本契約第2条 [甲の行うサービスの内容] (5) に定める「進路相談」の内容は以下の通りです。甲は乙の求めに応じて、現地の高校、または TAFE、ポリテクニクへの進学についての進路相談をお受けします。進路相談は、特定の学校の調査や具体的な入学手続を含みません。

### 第6条 [提供可能な追加サービス]

乙は、本契約外の追加サービスとして、以下のサービスを申し込むことができます（費用別途必要）。

- (1) 現地空港での飛行機乗り継ぎが必要な場合に乙の求めに応じて行う乗り継ぎサポート手配（オーストラリアの場合、カンタス航空シドニー乗り継ぎに限る。ニュージーランドの場合、ニュージーランド航空オークランド乗り継ぎに限る。カナダの場合、バンクーバー乗り継ぎに限る。）
- (2) その他乙の求めに応じて行う特別のサポート
- (3) 現地学校の見学手配

### 第7条 [参加費用]

乙は、甲に対し甲が提供する第2条、第3条、第4条及び第5条所定のサービスに対する対価として、留学予定期間に応じて次に定める本留学参加費用を支払います。

- (1) 3ターム（3学期間）以内の留学：775,000円（国内取引250,000円に対する消費税10%が含まれます）
- (2) 2ターム（2学期間）以内の留学：620,000円（国内取引200,000円に対する消費税10%が含まれます）
- (3) 1ターム（1学期間）以内の留学：465,000円（国内取引150,000円に対する消費税10%が含まれます）
- (4) 2ヵ月以内の留学：418,000円（国内取引130,000円に対する消費税10%が含まれます）

### 第8条 [参加費用に含まれない経費]

本契約第6条 [提供可能な追加サービス] に必要な費用や、次の費用をはじめとする本留学のサービス範囲外の費用は参加費用に含まれません。この費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- ・日本の自宅～留学先間の航空運賃を含む交通費
- ・留学生義務保険
- ・海外旅行傷害保険（留学生保険）
- ・学生査証（ビザ）申請費用
- ・留学先の入学金、授業料、課外活動費、制服代、教材費、滞在費、ホームステイ先の手配費等の学校関連費用
- ・習い事に必要な費用
- ・通学のための交通費
- ・日用品代

- ・乙の緊急時に甲が出捐した交通費、宿泊費、電話代、その他実費
- ・その他、電話代、お小遣い等を含めた乙の個人的な費用
- ・弊社への支払いに際しての振込手数料  
(銀行他金融機関の定める振込手数料は乙のご負担とさせていただきます。)

#### 第9条 [留学費用等の支払い]

- (1) 乙は、学費・滞在費等の現地必要経費などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、甲が留学手を停止し、乙の希望の出発日までに留学手続が完了出来なくなる場合があります。
- (2) 学費・滞在費等の現地必要経費は何の予告もなく変更されます。変更になった場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。
- (3) 学費・滞在費等の現地必要経費の乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行のTTS送金レートに一律3円加算した円貨を適用するものとします。但し、請求日当日が銀行休業日の場合、翌銀行営業日のTTS送金レートを適用します。  
※請求日は、留学先からの請求書または授業料納付書等に記載された日を請求日とします。

#### 第10条 [契約の成立]

乙の本留学への参加には、甲の定める参加条件に適合する必要があります。その後、乙が甲指定の参加申込書に所定事項を記入し、両親等の法定代理人の同意を得た上で、参加申込証拠金を添え参加申込書を甲に対して提出し、甲においてこれを受け付けた時点で本契約は成立します。なお、契約成立日は、甲が参加申込証拠金を受領した日とします。参加申込証拠金は、本契約が成立した時点で本契約第7条 [参加費用] に定める参加費用の一部に充当します。

#### 第11条 [参加条件等]

乙から甲に対する申込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込みを受け付けないことがあります。

- (1) 乙の申込みが、甲の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が甲の定めた「留学に関する適性」を欠くとみなされる場合
- (3) その他甲の業務上やむを得ない事情がある場合

#### 第12条 [留学先の条件変更]

乙が入学手配を申し込んだ留学先は、本契約成立後は、原則として変更することができません。甲が乙に紹介した現地アドバイザーについても、乙の都合で変更することはできません。乙の止むを得ない理由によりこれらを変更せざるを得ないときは、これによる出費(変更後の授業料、変更費用など)は乙の負担となります。また1回の変更によって生じる変更費用は、次に定める通りです。

- ・学校変更のみの費用…110,000円(国内取引100,000円に対する消費税10%が含まれます)
- ・アドバイザー変更のみの費用…165,000円(国内取引150,000円に対する消費税10%が含まれます)
- ・学校及びアドバイザー変更の費用…165,000円(国内取引150,000円に対する消費税10%が含まれます)

※但し、留学先の入学条件や、学生査証の条件等の事情により留学先が変更できない場合もあります。

#### 第13条 [解約と返金]

- (1) 乙が乙の事情で本契約を解除した場合、乙は甲に対し、次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。
  - ① 契約日から起算して8日目までになされた解約…解約料なし
  - ② 契約締結日を基準とする解約料
    - イ) 契約締結日から起算して9日目以降30日目までになされた解約…33,000円
    - ロ) 契約締結日から起算して31日目以降60日目までになされた解約…66,000円

ハ) 契約締結日から起算して 61 日目以降になされた解約…99,000 円

③ 出発予定日及び現地到着日を基準とする解約料

イ) 出発予定日の 70 日前から 51 日前までになされた解約…165,000 円

ロ) 出発予定日の 50 日前から 26 日前までになされた解約…198,000 円

ハ) 出発予定日の 25 日前から 15 日前までになされた解約…247,500 円

ニ) 出発予定日の 14 日前から出発予定日前日までになされた解約…330,000 円

ホ) 出発予定日から現地到着後 90 日目までになされた解約…465,000 円

※留学期間が 3 か月以内の場合はプログラム参加費用相当額 (返金はありません)

ヘ) 現地到着後 91 日目以降現地到着後 120 日目までになされた解約…506,000 円

ト) 現地到着後 121 日目以降 150 日目までになされた解約…558,000 円

チ) 現地到着後 151 日目以降 180 日目までになされた解約…620,000 円

リ) 現地到着後 181 日目以降になされた解約…プログラム参加費用相当額 (返金はありません)

- (2) (1) により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した本プログラム参加費用から解約料を差し引いた金額を、乙に払い戻します。但し、本契約第 15 条に基づき甲が本契約を解除した場合は、乙の解約時期にかかわらず、乙からの解約はできません。  
なお、学費、滞在費等の費用の払戻しについては当該機関の定めによります。乙が別途手配した航空券等運輸機関及び海外傷害保険 (留學生保険) の手配に関する解約料及び払戻金額についても当該機関の定めによります。  
\*返金に際しての振込手数料については乙の負担とさせていただきます。甲は上記解約料と振込手数料を差し引いた金額を乙に返金することとなります。

#### 第 14 条 [契約内容の変更]

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。この場合、甲から乙に対して、本留学参加費用の返還はしません。

- (1) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本留学の目的・趣旨に照らして乙の本留学への参加が不相当であると認めた場合
- (2) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本留学の目的・趣旨に照らして乙の本留学への参加が不相当であると認めた場合
- (3) 現地アドバイザーの病気、休暇等の事情により代理アドバイザーを臨時に手配する必要がある場合
- (4) 甲の判断によるやむを得ない事情により、乙の留学先及び現地アドバイザーを変更する必要がある場合 (本契約第 12 条 [留学先の条件変更] 参照)
- (5) 書面による乙から契約内容の変更の申し出があった場合
- (6) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

#### 第 15 条 [契約の解除]

以下の場合、甲は、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 乙が留学先からの放校/退学処分、その他の理由により在学資格が失われた場合
- (2) 乙または保護者等の法定代理人が甲に対して申告した事実虚偽または、既往症の未申告などの重大な遺漏があった場合
- (3) 乙の事情により、乙が本留学の参加を取り止めた場合
- (4) 乙が留学国または留学先の指定する留學生義務保険または同等の内容を満たす任意の海外旅行傷害保険 (留學生保険) に加入せずに渡航、または解約した場合

- (5) 甲の判断により乙の留学継続が乙の健康上の理由により困難であると判断した場合
- (6) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本留学の目的・趣旨に照らして乙の本留学参加が不適當であると認めた場合
- (7) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本留学の目的・趣旨に照らして乙の本留学参加が不適當であると認めた場合
- (8) 乙が車、単車その他の免許を必要とする乗り物の運転／運行した場合、または免許を取得した場合
- (9) 乙が麻薬、覚醒剤、毒物を所持または使用等した場合
- (10) 乙が甲または現地アドバイザーに対して暴力、セクシャルハラスメントを含むハラスメント（嫌がらせ）等を行った場合
- (11) 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払いを完了しなかった場合
- (12) 乙が正当な理由なく、オリエンテーション等の甲または現地アドバイザーによる事前ガイダンスを受領せず、甲または現地アドバイザーが本留学のサービスを提供するのに困難な事情がある場合
- (13) 乙が正当な理由なく、乙の留学生生活を円滑にする目的で、甲または現地アドバイザーが行う指示に従わないため、甲または現地アドバイザーが本留学のサービスを提供するのに困難な事情がある場合

※以上の解除事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

#### 第16条 [責任範囲]

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

#### 第17条 [免責事項]

甲は次の各損害及び責任については、乙に対し、何ら義務を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延、ハイジャック、テロ行為、盗難等による乙の損害
- (2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ行為等の不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 留学先または滞在先における、盗難・事故・係争・不利益など乙が留学国滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 乙の留学国渡航中、滞在中、及び旅行中に発生した交通事故を含む事故、怪我、病気等に対する責任
- (5) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持または飲酒、喫煙またはこれに関連して起こった全ての損害と責任
- (6) 為替、物価の変動等による学費や滞在費等の改定による乙の出捐
- (7) 留学先から乙が停学／放校／退学等の処分を受けた場合の責任
- (8) 留学先から乙が放校／退学等の処分を受けた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
- (9) 乙の意思により留学を取り止めた場合の、本契約第13条に定める範囲を超える、留学費用の返金の責任
- (10) 乙の異性との交友に起因して乙に生じた損害についての責任
- (11) 乙の交友関係に起因して乙に生じた損害についての責任
- (12) 乙の学業成績や資格試験の結果の不良についての責任
- (13) 乙の現地教育機関への進学についての責任
- (14) 留学国による乙に対するパスポートもしくは学生査証（ビザ）の発給が遅延し、または留学国がこれらの発給を拒否したことによって、乙の留学国への入国が不可能になり、または遅延した場合の責任
- (15) 甲が乙のために行う渡航前の現地留学生活に関するオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
- (16) 乙が正当な理由なく、甲または現地アドバイザーによるオリエンテーション等の事前ガイダンスを受領せず、甲が本留学のサービスを提供するのが困難な場合の責任
- (17) 乙が、留学国滞在のための海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入しなかった場合の、現地における事故、病気時の補償

- (18) 乙の留学国の法令・風俗・道徳または研修先の教育機関の規則等の無知または認識不足により乙が受けた損害等についての賠償責任
- (19) 現地アドバイザーが、甲の業務の範囲外の行為により乙に損害を与えた場合の責任
- (20) 留学先の授業内容に変更や履修科目に変更があった場合の責任
- (21) 甲の日本側の担当者を窓口とせず、直接乙の両親・家族等と現地アドバイザーとの間でなされた交渉に基づく損害

※以上の免責事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

#### 第18条 [連絡の方法]

本留学では、乙へのサポートをよりスムーズに行うため、乙の両親等の法定代理人は、日常の連絡を甲の日本側の担当者に行うものとします。甲からの指定がない限りは、乙の両親等の法定代理人は、直接甲の現地アドバイザーに連絡をしないものとします。但し、事故、怪我等の緊急時は除きます。

#### 第19条 [現地アドバイザー業務の代行・補助]

現地アドバイザーが病気や休暇等の理由により、アドバイザー業務を行えない場合、事前に告知されていない予定の変更、病気事故等緊急事態などでアドバイザーが直ちに対応できない場合、甲は乙に対して臨時にアドバイザー業務を代行しまたは補助する者を手配します。

#### 第20条 [研修成果の不担保]

本留学は、甲が乙に、乙の留学生生活をサポートするサービスを提供することを目的としています。従って、語学及び学力の向上などの留学先での研修成果や、留学後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

#### 第21条 [有効期間]

本契約の終了時点は、乙が現地に到着した日（当日を含む）から起算し、本契約第7条 [参加費用] に定める各留学予定期間とします。但し、期間満了前に帰国する場合は、特段の意思表示がない場合には、乙の帰国日を契約の終了日とします。

#### 第22条 [損害賠償義務]

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

#### 第23条 [準拠法令等]

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

#### 第24条 [裁判管轄]

本契約及び本留学に関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第25条 [約定の変更]

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもと変更されることがあります。

#### 第26条 [発行期日]

本契約は、2020年2月18日以降に申し込まれる契約に適用されます。

甲：  
東京都渋谷区東3丁目16-3 エフ・ニッセイ恵比寿ビル1階  
株式会社 ICC コンサルタンツ  
代表取締役 曾根靖雄

乙：  
(留学参加者)  
住所  
電話  
氏名  
年齢 満 才

わたしは、上記契約内容を了解の上、本契約締結につき同意しました。

法定代理人  
住所

電話  
氏名 印  
続柄

法定代理人  
住所  
電話  
氏名 印  
続柄

\_\_\_\_年 月 日



## 個人情報の取り扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

(1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満 20 歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大 1 カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

(2) 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について

本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

(4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

(5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL：03-6434-1315 E-mail：[info@iccworld.co.jp](mailto:info@iccworld.co.jp)

受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30